

「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について

1 計画改定の趣旨

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間）を令和3年3月に策定しました。この計画では、2050年度までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざし、三重県がめざす姿を「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」とし、その実現に向けた取組を推進しています。また、「2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減」という目標を掲げ、「再生可能エネルギーの利用促進」、「脱炭素経営の促進」、「COOL CHOICE（クールチョイス）の推進」などの取組を進めてきたところです。

一方、パリ協定の目標達成に向け、世界的な脱炭素への取組が加速する中、「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化されました。さらに法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」についても、2050年目標と整合的で野心的な目標として2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦し続けることとした改定がなされ、令和3年10月22日に閣議決定がなされたところです。

そのため、県の総合計画についても、国の計画改定等を踏まえて、温室効果ガス排出量削減目標の見直し等の改定を行います。

	現行総合計画の目標値（千t-CO ₂ ）			国の目標（百万t-CO ₂ ）		
	2013年度	2030年度		2013年度	2030年度	
	排出量	目標排出量		排出量	目標排出量	
	基準年度		基準年度比	基準年度		基準年度比
二酸化炭素(CO ₂)	26,876	19,283	28%	1,321	747	43%
産業部門	14,146	10,809	24%	463	289	38%
業務その他部門	3,538	1,819	49%	238	116	51%
家庭部門	3,116	1,581	49%	208	70	66%
運輸部門	3,827	3,151	18%	224	146	35%
エネルギー転換部門	368	297	19%	106	56	47%
工業プロセス部門	1,295	1,137	12%			
廃棄物部門	586	489	17%	82.3	70.0	15%
メタン(CH ₄)	251	203	19%	30.0	26.7	11%
一酸化二窒素(N ₂ O)	604	572	5%	21.4	17.8	17%
代替フロン等4ガス	515	311	40%	39.1	21.8	44%
合計	28,246	20,369	28%	1,412	813	42%
吸収源対策	-	-535		-	-48	
合計(吸収源対策を含む)	28,246	19,834	30%	1,408	760	46%

2 計画改定の方向性

「地球温暖化対策推進法」改定への対応と国の「地球温暖化対策計画」との整合を図るため、次のような視点から検討を進めていきます。

- ・ 国の目標と整合した県域から排出される温室効果ガスの削減目標
- ・ 温室効果ガス排出量の削減等を行うための新たな施策
- ・ 施策ごとの実施に関する目標

3 計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、現行の地球温暖化対策実行計画による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向、県民からのご意見等を踏まえて、策定作業を進めます。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることになることから、随時、関係所属による庁内検討会を設置し、取組の検討を行います。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月の環境審議会において諮問を行うとともに部会を設置し、令和4年度末の策定に向け検討を行います。